

さ が けんじょうれいだい ごう
佐賀県条例第39号

しょうがい
障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例

ひと ちが せかい ひと ひと たが ひと
人にはみな違いがあり、世界で一つのその人らしさがある。みんな互いにその人らし

みと あ こうりゅう ささ あ こせい のうりよく はつき わたし
さを認め合い、交流し、支え合うことで、それぞれの個性や能力を発揮しながら、私
たちの社会をよりよいものにしていくことができる。

しょうがい ひと おも よ そ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ふべん こんなん き
障害のある人の想いに寄り添い、日常生活や社会生活の不便さや困難さに気づき、

かいしょう つと しょうがい ひと しゃかいさんか だれ く
その解消に努めることは、障害のある人の社会参加のみならず、誰もが暮らしやすい

ち いきしゃかい
地域社会づくりにつながっていく。

そうした考かんがえが広ひろまっていなかった明治維新期めいじ いしん き、様々さまざまな分野ぶんやでの偉人いじんを輩出はいしゅつした佐

賀藩がはんに生まれうれた石井亮一いしりょういちは、日本にほんの障しょう害がい者しゃ福祉ふくしに先駆せんく的てきに取り組とくみ、「知ち的てき障しょう害がい者しゃ教

育いく・福ふく祉しの父ちち」としてその生しょう涯がいを捧ささげた。

明治維新めいじ いしんから150年ねんを経へた今いまも、本県ほんけんでは郷土きょうどの先人せんじんたちの想おもいが脈々みやくみやくと受け継うが

れており、住じゅう民みん自じ治ちや祭まつりなどを通とおし、ご近所きんじょづきあひ、助たすけ合あいといった、人ひとのつ

ながりを大切たいせつにする温あたたかい地ち域いきのコミュニティいも生いきている。

本県ほんけんは今いま、そうした地ち域いきの歴れき史しや絆きずなの強つよさを活いかし、「人ひとを大切たいせつに、世せ界かいに誇ほこれる佐

賀がづくり」をめざ目指めざしている。人ひとが人ひとを大切たいせつにする、そのことしょうがいが、障しょう害がいのあるなしにか

かわらず、とくもに暮ちらしやいきすい地しゃ域かい社会くわいをつくることにつなつながっていく。

そのために、県民けんみん一人一人ひとりひとりが、あるいは地ち域いきコこミュニティニティが、そして障しょうがい害がいのある人ひと自じ

身しんが、それぞれの立場たちばで、どのように取り組とくんでいけばいいのか、その取組とりぐみの羅針盤らしんばんと
すべく、この条例じょうれいを制定せいていする。

もくてき (目的)

第1条だい じょう この条例じょうれいは、障害しょうがいを理由りゆうとする差別さべつの解消かいしょうを進めすするための基本理念きほんりねんを定め、
県民けんみんの役割やくわりを明らかあきにすることなどにより、障害しょうがいを理由りゆうとする差別さべつの解消かいしょうを進め、
もって障害しょうがいのあるなしにかかわらず、ともに暮くらしやすい佐賀県さがけんの実現じつげんに貢献こうけんする
ことを目的もくてきとする。

ていぎ (定義)

第2条だい じょう この条例じょうれいにおいて、次の用語つぎ ようごの意義いぎは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 障害しょうがいのある人ひと 身体障害しんたいしょうがい、知的障害ちてきしょうがい、精神障害せいしんしょうがい（発達障害はったつしょうがいを含む。）、難病なんびょう

による^{しょうがい}障害などの^{しんしん}心身の^{きのう}機能の^{しょうがい}障害（以下「^{しょうがい}障害」という。）がある^{ひと}人で、^{しょうがい}障害

または^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁により、^{けいぞくてき}継続的に^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活に^{そうとう}相当な^{せいげん}制限を^う受ける

^{じょうたい}状態にある^{ひと}人をいう。

(2) ^{ちいき}地域コミュニティ ^{じちかい}自治会、^{ふじんかい}婦人会、^{しょうぼうだん}消防団、^{ろうじん}老人クラブ、^こ子どもクラブ、ま

^{だんたい}ちづくり団体などの^{ちいきじゅうみんどうし}地域住民同士の^{にな}つながりを^{しゅうだん}担う^{そしき}集団、^{そしき}組織などをいう。

(3) ^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁 ^{しょうがい}障害のある^{ひと}人にとって^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活を^{いとな}営む^{うえ}上で^{しょうへき}障壁

となるような^{しゃかい}社会における^{じぶつ}事物、^{せいど}制度、^{かんこう}慣行、^{かんねん}観念その他^た一切のものをいう。

(4) ^{しょうがい}障害を^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別 ^{しょうがい}障害のある^{ひと}人に対して、^{たい}正当な^{せいとう}理由なく^{りゆう}障害を^{しょうがい}理由

とする^{ふりえき}不利益な^{とりあつか}取扱いをすることなどをいう。

^{きほんりねん}
(基本理念)

だい じょう しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう つぎ き ほん おこな
第3条 障害を理由とする差別の解消は、次のことを基本として行われなければならない。

(1) 全ての県民が、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。

(2) 全ての県民が、地域社会の誰もが地域活動などに参加しやすい環境をつくること。

(3) 全ての県民が、それぞれの立場でできる配慮や支援をすること。

けんみん やくわり
(県民の役割)

だい じょう けんみん し えん ひつよう しょうがい ひと たい つぎ
第4条 県民は、支援を必要としている障害のある人に対し、次のようなそれぞれの
たち ば はいりよ し えん つと
立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

(1) 困っていたり、支援を必要としている障害のある人に気づいたときは、手伝え

ることがないかなど、^{こえ}声かけをすること。

(2) ^{さいがい}災害が発生したとき、^{しょうがい}障害のある^{ひと}人を円滑に^{えんかつ}支援できる^{しえん}よう、^{ひごろ}日頃からあいさつや^{こえ}声かけなどをすること。

(3) ^{ことば}言葉だけでなく、^え絵、^{しゃしん}写真、^{ひつだん}筆談、^{しゅわ}手話、^{てんじ}点字など^{しょうがい}障害に^{おう}応じたコミュニケーションの^{ほうほう}方法を用いて、^わ分かりやすく^{つた}伝えること。

(4) ^{くるまい}車椅子や^す杖を使用している^{しょう}人、^{ひと}盲導犬を^{もうどうけん}連れて^ついる^{ひと}人などには、^{みち}道を^{ゆず}譲るなど、^{つうこう}通行しやすくすること。

(5) ^{しょうがい}障害のある^{ひと}人の^{せんようちゆうしゃじょう}専用^{てんじ}駐車場や^て点字ブロック、^て手すりなどの^{せつび}設備は、^{りよう}利用しやすくしておくこと。

(6) ^{しょくば}職場では、^{しょうがい}障害のある^{じゅうぎょういん}従業員や^{どうりょう}同僚の^も持つ^{とくせい}特性を知り、^しそれぞれの^{とくせい}特性に

おう しごと かた しえん はたら かんきょう ととの
応じた仕事のやり方を支援するなど、働く環境を整えること。

ちいき やくわり
(地域コミュニティの役割)

だい じょう ちいき ちいき せいかつ しょうがい ひと たい つぎ
第5条 地域コミュニティは、地域で生活する障害のある人に対し、次のようなそれ

たちば はいりょ しえん つと
ぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

ひごろ しょうがい ひと じょうきょう かくにん さいがいじょうほう でんたつ しえん ほうほう
(1) 日頃から障害のある人の状況を確認し、災害情報の伝達などの支援の方法
けんとう
を検討しておくこと。

ちいきぎょうじ しょうがい だれ さんか
(2) 地域行事は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが参加しやすいものにする
こと。

しょうがい おう ほうほう ちいき じょうほう ていきょう そうだん こうりゅう つう ちいき く
(3) 障害に応じた方法で地域の情報を提供し、相談や交流を通じて、地域で暮ら
かんきょう
しやすい環境をつくること。

(4) 地域内に障害のある人の通行や安全を妨げるものがあるときは、その管理者
へ連絡するなど、その除去に協力すること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業を行うにあたり、障害を理由とする不当な差別的取
扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65
号)第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行うよう努めるものと
する。

(障害のある人からの意思の表明とその対応)

第7条 障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が

必要なことを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。

(1) 災害時に必要な配慮や支援について、あらかじめ伝えておくべきことがあるとき。

(2) 言葉だけでは情報を得られないこと、自分の意思を伝えるににくいことなどのため、情報の入手やコミュニケーションについての配慮や支援が必要なとき。

(3) 段差や障害物などにより、一人で移動することが困難な場合など、移動にあたって配慮や支援が必要なとき。

(4) 働くにあたって、障害に応じた配慮や支援が必要なとき。

2 前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたものは、それぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

はいりよ し えん
(配慮や支援)

だい じょう じょうれい はいりよ し えん ば あい おう てきせい ごう り てき
第8条 この 条例における配慮や支援は、それぞれの場 合に応じ、適正で合理的なも
のとして行 われなければならない。

けん せき む
(県の責務)

だい じょう けん じ む じ ぎょう おこな しょうがい り ゆう ふ とう さ べつてきとり
第9条 県は、その事務や事業を行 うにあたり、障 害を理由とする不当な差別的取
扱 いをすることにより、障 害のある人の権利利益を侵害してはならない。

けん しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん かん ほうりつだい じょうだい こう さだ
2 県は、障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律第7条第2項に定める

とりくみ てきせい ごう り てき
取組を適正で合理的なものとして行 わなければならない。

けん だい じょう きほんりねん しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう ひつ
3 県は、第3条の基本理念にのっとり、障 害を理由とする差別を解 消するために必

よう とりくみ おこな
要な取組を行 うものとする。

4 県は、前項の取組を行うときは、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。

(相談や紛争の防止などのための体制の整備)

第10条 県は、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者からの相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(佐賀県障害者月間)

第11条 県は、第3条に定める基本理念に関する県民の関心や理解を深めるとともに、障害のある人の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を進めるため、

さ が けんしょうがいしゃげっかん もう
佐賀県 障害者月間を設ける。

2 さ が けんしょうがいしゃげっかん がつ にち がつ にち
佐賀県 障害者月間は、11月15日から12月14日までとする。

3 けん しょうがい ひと し えんだんたい れんけい さ が けんしょうがいしゃげっかん しゅ し
県は、障害のある人の支援団体などと連携し、佐賀県 障害者月間の趣旨にふさわ
しい取組を行 うものとする。

しまち れんけい
(市町との連携)

だい じょう けん しまち れんけい しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん かん とりくみ
第12条 県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を
おこな つと
行 うよう努めるものとする。

2 けん しまち しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん かん とりくみ おこな
県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとする
ときは、情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}など必要な支援^{ひつよう}を行 うものとする。

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だい じょう けん しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう かん とりくみ すす ひつよう ざいせい
第13条 県は、障害を理由とする差別の解消に関する取組を進めるため、必要な財政

じょう そち こう
上の措置を講ずるものとする。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

けんとう
(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施

こう じょうきょう けんとう くわ ひつよう みと けっか もと
行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基

ひつよう そち こう
づいて必要な措置が講ぜられるものとする。